

県所管域（指定都市及び中核市を除く。）

グループホーム

短期入所事業所 管理者各位

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課長
（ 公 印 省 略 ）

令和 9 年度当初予算における障害者グループホーム等のスプリンクラー整備
事業の活用意向調査について（依頼）

本県の障害福祉行政の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本県では障害者グループホーム等（以下「グループホーム等」という。）におけるスプリンクラー設備の整備について、必要性の高い事業所においては国の補助制度を活用し、順次、設置促進を図ってまいりました。

この度、県の令和 9 年度当初予算編成にあたり、標記補助金の活用希望について意向調査を実施することとしました。

つきましては、以下の事業内容等を確認いただき、補助事業が実施された場合に事業の活用を希望する施設、事業者におかれましては、期日までに必要事項をご回答いただきますようお願い申し上げます。

※ 本意向調査については、県所管域のグループホーム及び短期入所事業所（平成 27 年 4 月 1 日以降に新設されており、延床面積が 275㎡以上のグループホーム等は除く。）であり、かつ利用定員のうち障害支援区分 4 以上の利用者の割合が 6 割を超えている事業所を対象としています。

問合せ先

福祉施設グループ 増渕、山田

電 話 045-210-1111（内線 5082）

メールアドレス shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp

■ 令和9年度当初予算における共同生活援助事業所スプリンクラー整備事業の活用意向調査について

1 事業内容

(1) 対象施設

県所管域のグループホーム及び短期入所事業所（平成27年4月1日以降に新設されており、延床面積が275㎡以上のグループホーム等は除く。）であり、かつ利用定員のうち障害支援区分4以上の利用者の割合が6割を超えている事業所

(2) 補助割合

国1/2 県1/4 事業者負担1/4

(3) 国庫補助基準単価（※令和8年度9月時点）

1㎡当たり28,300円とする。

また、スプリンクラー設備等を設置するにあたり、水道口径や水圧が不十分である場合等に、パッケージ型の消火ポンプユニット等を設置する場合には、1施設当たり3,090,000円を加算する。

(4) 交付額の算定方法

事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 補助基準額（※）と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、県補助率（3/4）を乗じて得た額を交付額とする。

（※ 補助基準額＝補助対象面積（㎡）×補助単価（＋消火ポンプユニット加算））

(5) その他

- ・ スプリンクラー設備の代替えとしての性格を有するパッケージ型自動消火設備においても同様の取扱いとすること。

ただし、次の条件のいずれかを満たす場合についてのみ認められるものであること。

ア 水源やポンプ室等の設置が土地の制約上困難な場合

イ 建物の構造上配管工事が困難である場合

ウ スプリンクラー設備の設置工事により、入所者処遇等に相当な困難を生じることが認められる場合

エ その他上記以外にスプリンクラー設備の設置が相当困難と認められる場合

- ・ 訪問調査において現状では設置義務がないとされた場合でも、今後利用者の状態悪化や高齢化により将来設置が義務となることが想定される場合もあるため、その点も含めご検討いただきますようお願いいたします。
- ・ 県の令和9年度予算編成の資料として活用することを目的としておりますので、

令和9年度に事業が実施されることとなった場合は、本調査にて希望ありと回答したグループホーム等へ補助金手続等について個別にご案内をいたします。

2 調査への回答について

(1) 回答期日

令和8年10月5日（月）17時必着

(2) 回答方法

次により、関係資料を電子メールで提出してください。

＜提出資料＞

- ・ 【調査票】＜事業所名（法人名）＞.docx（Word）
- ・ 製品のカatalog（PDF）
- ・ 見積書（PDF）

※ 現時点では1社分の見積書を提出してください。

（本意向調査後、補助金の協議を国と行う際は3社分の見積書が必要となりますのでご注意ください。）

※ ウェブサイトのスクリーンショットは認められません。

＜提出先＞ shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp

※メールの題名は「R9_スプリングラー意向調査＜事業所名（法人名）＞」としてください。

(3) 令和9年度に補助事業を実施する場合の留意事項等

- ・ 令和9年度に補助事業を実施するとなった場合には、複数の書類提出が必要になるほか、交付申請や実績報告なども必要になります。その事務量や短期間に迅速な対応が必要になることを予め御承知おきください。
- ・ 本事業の対象事業は、単年度事業で、年度内に県の完成検査までが終了予定の事業です。事業着手（契約）は、国の内示を受け、県が交付決定を行った後可能となります。
- ・ 工事費・工事請負費のほか、設計監督料等の工事事務費を含め、県の交付決定前に、事業着手（契約）したものは、国庫補助の内示があった場合でも、本事業の対象外となります。
- ・ 本事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないとされており、工事費・工事請負費のほか、設計監督料等の工事事務費を含め、原則として、県の競争入札参加資格業者の一般競争入札等を行うことが必要となります。

また、当該入札結果（入札業者名、落札業者名、落札金額等。入札金額を除く。）について、一般の閲覧に供することがあります。

- ・ 補助金の支払は、通常、整備翌年度5月頃となります。業者への支払時期等を考慮し、借入をする場合は、借入の資金交付希望時期、条件、つなぎ資金の必要性等を含め、借入先に十分相談の上、資金計画を立ててください。
- ・ 本事業の補助を受けて整備した設備等は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等により、処分制限がかかります。また、今回の整備計画において、国や県等から補助を受けていた施設の抵当権設定や取壊し等を行う場合、別途、財産処分の手続が必要な場合があります。

- 県暴力団排除条例により、役員等に暴力団員があるもの等は、補助対象者となることができません。国との協議等に先立ち、役員等に暴力団員がいないこと等について、県警察本部に確認を行います。
- 県では、脱炭素化に向けた取組を推進しており、当該施設整備に係る工事を行う場合においては脱炭素化にご配慮ください。